

# まちづくり・産業

まちづくり みんなでつくるみんなの蟹江町。  
ルールを守って豊かなまちづくり。

都市計画に関するおもな内容 問合せ：まちづくり推進課（内線 422・423）

## 住宅建築

住宅などの建築物を建てる時は、都市計画法や建築基準法に基づき、建築物の用途や規模などにいろいろな制約があります。建築物を新築、増築、改築、移転する時は、建築確認申請が必要になります。

なお、市街化調整区域内では、建築確認申請の前に、開発許可申請または建築許可申請が必要な場合がありますので、事前にまちづくり推進課に相談してください。

## 耐震

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅に対し、無料の耐震診断を行っております。なお、診断後、耐震性が低い木造住宅については、その後の耐震改修費などの補助も行っていますので、事前にまちづくり推進課にご相談ください。

また、耐震事業の種類や対象の詳細は町ホームページにてご確認ください。

## 公園

現在、蟹江町には 43 か所の公園などがあります。

各公園の設備や場所の詳細は町ホームページにてご確認ください。

また、ご利用の際にお気付きの点がありましたら、まちづくり推進課へお知らせください。

道路に関するおもな内容 問合せ：土木農政課（内線 431・432）

### ●道路の維持管理

町道の維持管理は、町が行っています。  
また、国道については、名古屋国道事務所、県道については、海部建設事務所が行っています。

### ●道路占用

道路の占用とは、道路に一定の工作物・物件または施設を設け、継続して道路を使用することです。  
電気・ガス・上下水道の公共的なものや、広告板・看板・標識の設置など、町道を占用する時は許可を受けてください。

### ●道路照明灯・カーブミラー

カーブミラーなどの設置が必要なときは、町内会長または区長を通じて土木農政課にお申し出ください。また、これらの施設が破損している場合には、直接ご連絡ください。

### ●道路舗装・側溝の要望や相談

道路舗装・側溝整備などの要望がありましたら、町内会長または区長を通じて土木農政課へお申し出ください。

また、道路の破損を見つけた場合には、直接ご連絡ください。

### ●境界の確定協議

境界の確定協議は、官地（道路・水路など）と民地（私有地）との境界を確定し、相互の土地利用の有効を期するものです。必要な方は、以下の方法で申し込んでください。

なお、民地と民地の境界確定はできません。

#### ◆申込方法

境界確認協議書に必要事項を記入し、関係書類を添付して申し込んでください。

詳しくは、土木農政課にお問い合わせください。

## 農地の権利移動 問合せ：土木農政課（内線 434・435）

農地などを売買・転用するときまたは権利の設定をするときは、許可申請・届出が必要です。

### ◆申請・届出期日

- ・農地の権利移動許可申請は、毎月 1 日までです。（1 日が閉庁日の場合はその直前の開庁日まで）
- ・農地転用許可申請（市街化調整区域）は、毎月 1 日までです。（1 日が閉庁日の場合はその直前の開庁日まで）
- ・農地転用届出（市街化区域）は、随時受け付けています。
- ・農地の相続については、届出が必要です。

## 産業

あなたの「やる気」を応援します。

あなたのお店や会社の発展が、あなたのまちを支えています。

## 産業に関するおもな相談・融資 問合せ：ふるさと振興課（内線 442・443）

### 相談窓口

#### 【名古屋市内】

#### ●あいち労働総合支援フロア

労働・就職に関するサービスの拠点として、各種コーナーを設けて労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や相談に応じています。

場所／〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目 4-38 ウィンクあいち 17 階

日時／月～金曜日：午前 9 時 30 分～午後 6 時（祝日・年末年始を除く）

土曜：午前 10 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

#### ○産業労働情報コーナー

産業・労働関係の図書・雑誌・DVD、行政資料などを整備し、企業の人事労務担当者、求職者の方などに最新の産業・労働情報を提供します。

☎052(485)7153

#### ○職業適性相談コーナー

職業適性検査の活用により、個人の方には、どんな仕事に向いているか職業適性の相談などにお応えするほか、各種セミナーなどの開催を通してキャリア形成の支援を行っています。また、企業における採用・配置・職種転換などの雇用管理相談、学生などの進路相談や職業選択を支援します。

☎052(485)7155

#### ○労働相談コーナー

賃金、解雇、労働時間などの労働問題から職場の人間関係まで、幅広い相談にお応えしています。特に専門的な相談には、弁護士、大学教授（事前予約制、オンライン（Webex）相談可）がご相談に応じます。

☎052(589)1405

#### ○就労支援コーナー

仕事を探したい、家の中でできる仕事を探したい、就職に向けたセミナーを受講したいという方の相談に応じます。

☎052(562)5016

#### ●あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）

結婚、出産、育児などで離職した女性、再び社会に出て活躍したいと考えているが、仕事に対するスキル、育児・家庭の理解、働く場所や時間など多くの不安や悩みを抱えていて、なかなか再就職に踏み切れない方をサポートします。託児（無料）もありますので、お気軽にご相談ください。

場所／〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目 4-38 ウィンクあいち 17 階

日時／月～金曜日：午前 9 時 30 分～午後 6 時（祝日・年末年始を除く）

土曜：午前 10 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

☎052(485)6996

## ●ヤング・ジョブ・あいち

企業・学校などと幅広い連携・協力のもと、愛知県と愛知労働局が連携して運営する若年者（45歳未満の方）の就職を支援する総合施設です。

場所／〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目14-25 ヤマイチビル9階

日時／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

☎052(232)2351

## 【海部津島内】

### ●ハローワーク津島（津島公共職業安定所）

職業相談、職業紹介、求人受理、雇用保険の手続き、各種情報の提供などを行っております。求人情報についてもご覧いただけます。

場所／〒496-0042 津島市寺前町二丁目3番地

日時／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

代表 ☎0567(26)3158

職業相談部門 ☎0567(26)3159

企業支援・専門援助部門 ☎0567(43)3911

雇用保険課 ☎0567(43)3912

### ●労働相談

職場での悩みごと・困りごと（労働時間、解雇、賃金、退職金、就業規則、人間関係、労働組合の結成）など、お気軽にご相談ください。

場所／〒496-0047 津島市西柳原町一丁目14番地 海部総合庁舎1階（海部県民センター）

日時／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

※電話でもご相談いただけます。労働相談専用ダイヤル☎0567(24)6104

## 消費者対策

賢い消費者になっていただくために、消費生活講座や消費者物価動向調査などを実施しています。訪問販売や悪質商法、インターネットやマルチ商法などの契約に関するトラブル、多重債務などの消費者トラブルでお困りの方は、次の機関にご相談ください。

①海部地域消費生活センター ☎0567(23)0150

場所／〒496-0047 津島市西柳原町一丁目14番地 海部総合庁舎1階（海部県民センター）

日時／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時30分

※電話予約による出張相談も行っています。

②愛知県消費生活総合センター ☎052(962)0999

③消費者ホットライン ☎188

## 融資

### ●小規模企業等振興資金融資制度

金融機関との取引の薄い中小規模の商工業者のために、経営の振興に必要な事業資金を市町村および取扱金融機関の協力によって信用保証付で融資する制度です。

#### ◆制度を利用できる方

町内に事務所があり、事業を営んでいる個人事業者、会社、医療法人など。ただし、次の方などは取扱いをしません。

- ・保証除外業種を営む方（農業・漁業など）
- ・税金を滞納している方
- ・手形・小切手について不渡りがある方および金融機関から取引停止処分を受けている方
- ・保証協会の代位弁済を受けて、現在求償債務が残存している方

#### ◆信用保証料

信用保証料は、融資を受けられたときに、金融機関を通じて一括または分割で協会へ納めていただきます。

◆取扱金融機関

町内の銀行（ただし、ゆうちょ銀行を除く）・信用金庫全店

◆申込み・相談窓口

ふるさと振興課、取扱金融機関

●勤労者融資制度

勤労者の福祉融資として、次のような融資がご利用できます。

◆おもな融資制度

生活資金、教育資金、自動車購入、住宅資金

◆問合せ

東海労働金庫津島支店 ☎0120(69)0157